

議案第 33 号

市川市立特別支援学校設置条例の一部改正について

市川市立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

市川市立特別支援学校設置条例（昭和 39 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 本市が設置する特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市川市立須和田の丘支援学校	市川市須和田 2 丁目 3 4 番 1 号
市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎	市川市稲越町 5 1 8 番地の 2

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

特別支援学校の児童数及び生徒数の増加に対応するため同校の分校を設置するとともに、児童、生徒、保護者等にとって親しみのある校名とするため同校の名称を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。